

水源環境保全・再生かながわ県民会議 市民事業専門委員会 設置要綱

(設置)

第1条 水源環境保全・再生かながわ県民会議（以下「県民会議」という。）設置要綱第6条第1項に基づき市民事業専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 専門委員会は、次の事項について検討する。

- (1) NPO等が行う事業を支援する仕組みに関すること
- (2) 対象事業の審査に関すること

(委員)

第3条 専門委員会の委員は、県民会議設置要綱第6条第2項から第6項の規定による。

(会議)

第4条 専門委員会は、委員長が召集し、その議長となる。

(会議の公開)

第5条 専門委員会は、原則として公開とし、公開の方法等は県民会議の扱いを準用する。

(庶務)

第6条 専門委員会の庶務は、環境農政局緑政部水源環境保全課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が別に定める。

附則 この要綱は、平成19年5月16日から施行する。

附則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成21年5月29日から施行する。

附則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

水源環境保全・再生かながわ県民会議 設置要綱

(設置)

第1条 水源環境保全・再生の取組の推進について、広く県民の意見を反映させるため、水源環境保全・再生かながわ県民会議（以下「県民会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 県民会議は、次の事項について協議する。

- (1) 水源環境保全・再生施策の評価及び推進に関すること
- (2) 水源環境保全・再生施策の県民への情報提供に関すること
- (3) NPO等が行う水源環境保全・再生に係る事業に対する支援に関すること
- (4) その他水源環境保全・再生の取組に関すること

(委員)

第3条 県民会議の委員は、学識経験を有する者9名以内、関係団体から推薦された者5名以内及び公募により選任された者10名以内の合計24名以内とし、知事が委嘱する。

2 県民会議の委員の任期は、「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」における計画期間の前半は2年、後半は3年とする。また、再任については、「附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱」によるものとする。

3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第4条 県民会議に、座長及び副座長を置く。

2 座長は、県民会議の委員の互選により選任し、副座長は県民会議の委員の中から座長が指名する。

3 座長は、会務を総理し、県民会議を代表する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 県民会議は、座長が召集し、その議長となる。

2 県民会議は、県民会議の委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 県民会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

(専門委員会等の設置)

第6条 県民会議に特定の課題について専門的な検討を行う専門委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。

2 委員会に属すべき委員は、県民会議の委員の中から座長が指名する。

3 委員会に委員長、副委員長を置く。

4 委員長は、委員会の委員の互選により選任し、副委員長は委員会の委員の中から委員

長が指名する。

- 5 委員長は、委員会務を掌理し、委員会の経過及び結果を県民会議に報告する。
- 6 委員会において必要があると認めたときは、知事は、県民会議の委員以外の者を委員会の委員として委嘱することができる。
- 7 県民会議に県民意見の集約、県民への情報提供など目的別に部会を置くことができる。

(委員でない者の出席)

第7条 県民会議及び委員会において必要があると認めたときは、その会議に、専門的事項に関し学識経験のある者、県職員その他関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができるほか、資料の提供を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 県民会議は、原則として公開とし、公開の方法等については、別に定める。

- 2 会議の開催予定、議事録等については、ホームページに掲載するなど広く情報提供するものとする。

(庶務)

第9条 県民会議の庶務は、環境農政局緑政部水源環境保全課において処理する。

- 2 この要綱に定めるもののほか、県民会議の運営に関し、必要な事項は、座長が別に定める

附則 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成30年11月6日から施行する。